



みなし道路に関する要綱の 一部改正を行います

令和8年度からの「白河市建築行為等に係る後退用地等に関する要綱」改正により、後退用地等の測量・分筆に係る費用について、建築主等の自己負担となります。

また、後退杭については設置箇所を両端等とし、建築主等はその杭を常時適正な状態に保つよう努めることとなります。

ご協力のほど何卒よろしくお願い致します。

改正予定日 令和8年4月1日

改正前

- 売り渡し・譲与の場合
 - ① 後退用地等の測量・分筆は市が負担
 - ② 所有権移転登記は市が負担
- 後退杭の設置
 - ① 市が杭を支給
 - ② 箇所の明記なし
 - ③ 機能保全の明記なし



改正後

- 売り渡し・譲与の場合
 - ① 後退用地等の測量・分筆は建築主等が負担
 - ② 所有権移転登記は市が負担
- 後退杭の設置
 - ① 杭の支給なし
 - ② 両端・曲点に設置
 - ③ 建築主等は杭を常時適正な状態に保つよう努める
- 共通事項（売り渡し・譲与・確約書）
 - ① 原則として地籍測量図の提出

【お問合せ先】 白河市 建設部 建築住宅課 建築係

白河市八幡小路7-1 本庁2階

TEL0248-28-5532 FAX0248-24-1854

みなし道路事前協議の手続き及び提出書類一覧

後退用地に関する協議の方法		市道の場合		その他の道路の場合
		売渡し	譲与	確約書
費用負担	測量	建築主（現地測量、境界立会い）		
	登記	建築主（分筆）、白河市（所有権移転）		建築主（分筆）
事前調査	共通	みなし道路の指定状況、過去の協議における後退幅員等の確認 → 担当部署：建築住宅課		
		市道（認定道路）の幅員確認 → 担当部署：道路河川課		



境界立会	共通	みなし道路沿線の権利関係者（隣地）、及び道路管理者（市道の場合）による立合い
------	----	--



事前協議	提出書類	売渡し	譲与	確約書	
		みなし道路事前協議書 ※第1号様式（第3条関係）			
		○譲与・売渡し承諾書 ※第3号様式（第5条関係）		○確約書 ※第4号様式（第6条関係）	
		○登記事項証明書（写しでも可）		○登記事項証明書（写しでも可）	
		○法務局備付けの公図（写しでも可）		○法務局備付けの公図（写しでも可）	
		○付近見取図		○付近見取図	
		○現況写真		○現況写真	
		○地積測量図（仮）及び配置図（協議により提出不要）		○地積測量図（仮）及び配置図（協議により提出不要）	
△門、へい等の設置届 ※門、へい等を設置する場合					



協議	現地確認	現地の状況 → 後退距離（道路中心から2m以上）、後退用地、後退杭（両端等）
	提出書類	地積測量図（確定）、登記完了証
		筆界確認証明書
完了	みなし道路事前協議書写しの送付 → 建築住宅課から代理者を經由し、建築主へ送付	



建築行為	建築物	建築確認申請（協議完了の写しを添付） → 特定行政庁又は民間の審査機関へ申請
	門、へい等	門、へい等の設置届 ※第2号様式（第4条関係） → 建築住宅課へ提出



売買契約	区分	売渡し	譲与	確約書
	提出書類	土地売買契約書(2部) 請求書 登記承諾書 個人番号申告書	寄附申込書 登記承諾書	



	分筆・所有権移転登記
--	------------



	用地費の支払い
--	---------